

平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

平成21年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

（健全化判断比率等の対象）

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率					
地方公共団体	一般会計等 特別会計	一般会計	↑	↑	↑	↑					
		国民健康保険事業									
	老人保健										
	介護保険事業(保険事業勘定)										
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)										
	後期高齢者医療事業										
	公営事業会計 公営企業会計	法適用 水道事業会計					↓	↓	↓	↓	
		法適用 病院事業会計									
		法非適用 と畜場特別会計									
		法非適用 下水道特別会計									
	一部事務組合										
	土地開発公社										
	損失補償団体										

第2 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、財政担当課から説明を聴取し、その適正性について審査した。

第3 審査の期間

平成22年7月26日から平成22年8月23日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていた。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

また、資金不足比率は、経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての会計において、経営健全化基準未満であった。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.66	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.66	40.00
実質公債費比率	12.9	12.4	25.0	35.0
将来負担比率	135.9	150.1	350.0	

資金不足比率の状況

(単位：%)

会 計 名		平成 21 年度	平成 20 年度	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	—	20.00
	病院事業会計	8.5	5.1	
法非適用企業	下水道特別会計	—	—	
	と畜場特別会計	—	—	

第5 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は49,901千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

$$\text{(実質赤字比率)} \text{ [-]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \text{ [-]}}{\text{(標準財政規模)} 16,831,220 \text{ 千円}}$$

一般会計等実質収支額は、歳入総額30,742,242千円から歳出総額30,586,930千円を差し引いた歳入歳出差引額155,312千円から翌年度に繰り越すべき財源105,411千円を差し引いた結果、49,901千円の黒字である。

一般会計等実質収支額

(単位：千円)

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)
歳 入 総 額 ①	30,742,242	29,836,794
歳 出 総 額 ②	30,586,930	29,694,983
歳入歳出差引額 ③ = ① - ②	155,312	141,811
翌年度に繰り越すべき財源 ④	105,411	60,488
一般会計等実質収支額 ③ - ④	49,901	81,323

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等に普通交付税等及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

標準財政規模

(単位：千円)

区 分	平成21年度 (A)	平成20年度 (B)
標 準 税 収 入 額 等 ①	11,978,126	12,502,097
普 通 交 付 税 等 ②	3,679,294	3,253,641
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額 ③	1,173,800	756,301
標 準 財 政 規 模 ① + ② + ③	16,831,220	16,512,039

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は3,174,664千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [-]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [-]}}{\text{(標準財政規模)} \text{ 16,831,220 千円}}$$

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額49,901千円に、一般会計等以外からの特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用及び非適用企業の資金不足額及び剰余額を加えた結果、3,174,664千円の黒字である。

連結実質収支額

(単位：千円)

年 度		平成 21 年度		平成 20 年度		
会 計 名		実質収支額	資金不足・剰余額	実質収支額	資金不足・剰余額	
一 般 会 計 等		49,901	—	81,323	—	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	102,132	—	179,541	—	
	老人保健特別会計	△2,462	—	△7,392	—	
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	94,801	—	126,902	—	
	介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	1,822	—	0	—	
	後期高齢者医療事業特別会計	7,480	—	15,943	—	
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計	—	3,318,766	—	3,025,275
		病院事業会計	—	△408,725	—	△212,594
	法非適用企業	と畜場特別会計	—	0	—	0
		下水道特別会計	—	10,949	—	10,918
合 計 (連 結 実 質 収 支 額)		3,174,664		3,219,916		

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された元利償還の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去3カ年間の平均が18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

平成19年度から平成21年度までの3カ年の実質公債費比率を平均した結果、12.9%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

実質公債費比率

(単位：%)

年 度	実質公債費比率
平成19年度	12.37760
平成20年度	12.47537
平成21年度	14.07036
実質公債費比率（3カ年平均）	12.9

平成21年度の実質公債費比率は次表のように算定されている。

なお、地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計以外の特別会計への操出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

$$\begin{aligned}
 & \frac{(2,615,185 \text{ 千円} + 2,352,586 \text{ 千円}) - (640,760 \text{ 千円} + 2,279,536 \text{ 千円})}{(16,831,220 \text{ 千円}) - (2,279,536 \text{ 千円})} \times 100 \\
 & \text{(21年度実質公債費比率)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \\
 & 14.07036\%
 \end{aligned}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 63,212,065 千円から充当可能財源等 43,428,748 千円を差し引いたものを、標準財政規模 16,831,220 千円から普通交付税に算入される公債費の額 2,279,536 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、135.9%となり、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

なお、ストック指標である将来負担比率では財政再生基準は設定されていないが、これは財政悪化が切迫したことを示すフロー3指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）で判断されるべきとされたことによるものである。

$$\begin{aligned}
 & \frac{(63,212,065 \text{ 千円})}{(16,831,220 \text{ 千円})} - \frac{(43,428,748 \text{ 千円})}{(2,279,536 \text{ 千円})} \times 100 \\
 \text{(将来負担比率)} = & \frac{\text{(将来負担額)}}{\text{(標準財政規模)}} - \frac{\text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(充当可能財源等)}} \times 100 \\
 & 135.9\%
 \end{aligned}$$

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 24,155,450 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 3,735,157 千円、公営企業債等繰入見込額 22,341,380 千円、組合等負担等見込額 7,440,286 千円、退職手当負担見込額 5,539,503 千円、本市の設立した法人の負債額等負担見込額 289 千円を加えたものであり、63,212,065 千円となる。

将来負担額

(単位：千円)

項目	平成 21 年度	平成 20 年度
地方債の現在高	24,155,450	22,434,002
債務負担行為に基づく支出予定額	3,735,157	5,458,555
公営企業債等繰入見込額	22,341,380	23,599,032
組合等負担等見込額	7,440,286	8,039,619
退職手当負担見込額	5,539,503	5,690,911
設立法人の負債額等負担見込額	289	230
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
合計（将来負担額）	63,212,065	65,222,349

充当可能財源等は、充当可能基金 3,779,809 千円(減債基金 188,585 千円、財政調整基金 867,827 千円、特定目的基金 2,723,397 千円)に充当可能特定歳入 10,191,295 千円(都市計画税収 9,984,632 千円、国庫支出金等 185 千円、公営住宅使用料 206,478 千円)及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 29,457,644 千円を加えたもので、43,428,748 千円となる。

充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度
充当可能基金	3,779,809	4,276,291
充当可能特定歳入	10,191,295	10,371,613
基準財政需要額算入見込額	29,457,644	29,074,334
合計(充当可能財源等)	43,428,748	43,722,238

第 6 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(1) 地方公営企業法適用企業

①水道事業会計

水道事業会計は、資金不足額（A）が△3,318,766千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度
資金不足額 (a + b - c = A)	△3,318,766	△3,025,275
流動負債等 (a)	368,639	408,037
算入地方債現在高 (b)	0	0
流動資産 (c)	3,687,405	3,433,312
事業規模 (B)	1,627,823	1,659,516
(A/B×100)	△203.8	△182.2
資金不足比率	—	—

②病院事業会計

病院事業会計は、資金不足額（A）が408,725千円となり、資金不足比率は8.5%となったが、経営健全化基準(20.0%)を下回った。

(単位：千円・%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度
資金不足額 (a + b - c = A)	408,725	212,594
流動負債等 (a)	1,518,902	1,224,600
算入地方債現在高 (b)	0	0
流動資産 (c)	1,110,177	1,012,006
事業規模 (B)	4,776,276	4,121,686
(A/B×100)	8.5	5.1
資金不足比率	8.5	5.1

(2) 地方公営企業法非適用企業

①と畜場特別会計

と畜場特別会計は、資金不足額（A）が0千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度
資金不足額 (a + b - c = A)	0	0
歳出額 (a)	2,250	3,032
算入地方債現在高 (b)	0	0
歳入額等 (c)	2,250	3,032
事業規模 (B)	1	2
(A/B×100)	—	—
資金不足比率	—	—

②下水道特別会計

下水道特別会計は、資金不足額（A）が△10,949千円となり、資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

(単位：千円・%)

区 分	平成 21 年度	平成 20 年度
資金不足額 (a + b - c = A)	△10,949	△13,170
歳出額 (a)	3,686,579	4,294,781
算入地方債現在高 (b)	0	0
歳入額等 (c)	3,697,528	4,307,951
事業規模 (B)	1,075,751	1,041,111
(A/B×100)	△1.0	△1.2
資金不足比率	—	—